

太良町議会における災害発生時の対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、太良町内において災害が発生し、太良町地域防災計画に基づく太良町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）が設置された場合において、太良町議会が町対策本部と連携し、迅速かつ適切な災害対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 太良町議会議長（以下「議長」という。）は、災害により町対策本部が設置された場合、太良町議会内に太良町議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を置くものとする。

2 議長は、本部を置いたときは、直ちに全議員へ周知を図るとともに町対策本部に連絡し、協力体制を確認するものとする。

(本部の構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、本部長及び副本部長を除く全ての議員をもって充て、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(本部の任務)

第4条 本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 議員の安否等の確認を行うこと。

(2) 町対策本部から災害情報の報告を受け、各議員に情報提供を行うこと。

(3) 災害情報の収集及び整理を行い、町対策本部に提供すること。

(4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。

(5) 必要に応じて、町、県、国等関係機関への要請及び要望を行うこと。

(6) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

(議員の対応)

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。

(2) 本部より情報の提供を受けること。

(3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて本部へ報告すること。

(4) 各地域における自主防災組織の活動に協力すること。

(5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を自主防災組織と連携して行うこと。

(議会事務局の対応)

第6条 議会事務局における対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、町対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、本部へ情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、本部の業務に従事する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年9月16日から施行する。